いつもお世話になっています。分会役員の先生に渡してください。

全職員配布
お願いします

宮城県高等学校教職員組合

元気高教組 情報 FAX版

2018年11月5日(月)
宮城県高等学校・障害児学校教職員組合
TEL:022-234-1335 FAX:022-273-1767

高教組、宮教組交渉「特別昇給の削減」「永年勤続特昇の引き下げ」提示を押し返す！！

県教委は１０月１１日、特別昇給に関して以下のような削減・引き下げ提示を行ってきた。

【県教委提示】
（１）平成３１年（２０１９年）１月実施の昇給にあたっては、教員に係る通過号俸特昇１回分及び教員以外の事務職員等に係る昇格特昇を廃止する。
（２）平成３１年１月実施の特昇にあたっては、永年勤続表彰受賞者へ適用していた特別昇給の区分をＡ区分（８号俸）からＢ区分（６号俸）へ変更する。

通過号俸特昇廃止は不透明な教員評価の拡大につながる

高教組、宮教組は上記の提示に対し、特別昇給は教員評価とも密接に関わっていること。通過号俸特昇を１つ無くすことは、不透明な教員評価による特昇の枠を拡大することにつながる。そもそも公正な教員評価が可能なのかという点を強く主張し、通過号俸特昇の廃止に反対した。

教育職と行政職の昇給による賃金差は明らか

県教委は、この提案の理由を「行政職の特別昇給の回数は２回で、教育職のそれは３回、バランスをとるための提案」としている。しかし、行政職には特別昇給のほかに昇格（教育職であれば教頭、校長になること）という制度が最低４回あり、教育職と比べると賃金差が大きく生じることを高教組は一目瞭然の表を用いて示した。

上記の交渉の末、県教委は当初の提示を取り下げ、以下の再提示を行った。

【再提示】
（１）教員に係る通過号俸特昇１回分及び事務職員等に係る現在の昇格特昇に換えて、今後、組合との話し合いを通し、形を変え同様の特昇を設ける。
（２）永年勤続表彰受賞者への特別昇給は現行の制度のままとする。
（※2019年1月の昇給は従来通り実施する）

再提示を受け交渉終了。今、県教委がやらなければならないのは会計年度職員制度への対応

交渉団は、「今、県教委がやらなければならないことは、部活動手当の削減や特別昇給の廃止ではなく、まもなく学校全体の大きな問題となる、教職員の削減につながる可能性のある会計年度職員制度への対応である」ことを強く主張し交渉を終えた。

特別昇給って何？

そもそも昇給とは、給料月額が上位の号俸に上がることをいい、「定期昇給（略称：定昇）」と「特別昇給（略称：特昇）」があります。「定期昇給」とは、一年間を普通（処分を受けずに）に勤務すれば４号俸アップ（普通昇給）することです。なお、昇給日は１月１日と決まっています。

では、「特別昇給」は、「勤務成績がとくに良好な職員」に対する特別な昇給で、普通昇給とは別に昇給する制度です。この「特別昇給」は、1957年の勤務評定闘争と深く関わっており、この勤務評定財源を当初県教委は「成績の良い者のみに使いたい」としていましたが、組合との交渉で差別賃金につながるとして「（職務の成熟度合いを加味した）全員への還元方式」として、これまで運用されてきました。これによって、宮城県内の教職員賃金の改善にも使われてきました。

なぜ、反対するの？

これまで、永年勤続特昇は、教師としての長年のキャリアと労苦に対しての昇給として、多くの先輩方が享受してきました。また、教員部分の通過特昇や事務職員部分の昇格特昇は、古くは５ヶ所残ってきた部分が現在３ヶ所に減らされる中で、それをさらに削るという提案です。

今、宮城県では、「公立学校人事評価制度」が強行され、成績による昇給が始まっています。しかし、この特別昇給が制度として入っているため、自由に昇給させる枠はありません。

通過号俸特昇や８号俸を６号俸に減らすこと、また事務職員の昇格特昇を廃止することは「査定昇給」による成績優秀者を優遇させることにつながります。この提示が強行されれば、協力共同の働き方が求められる学校現場に無用な不協和音をもたらすものになります。

いつもお世話になっています。分会役員の先生に渡してください。